

市民との協働指針の策定について

1 指針策定の趣旨

まちづくり基本条例において、市の執行機関は、協働を推進するために必要な措置を講ずるものとされているが、推進に当たり、市と市民が共通の認識を持つことが重要であり、そのための指針を策定するものとする。

2 指針の概要

(1) 指針の意義

- ・市と市民の協働を推進するうえでの基本的な考え方を示す指針である。

(2) 構成

- ・市民との協働とは
- ・協働の必要性
- ・協働の範囲
- ・協働の形態
- ・協働の主体と役割
- ・協働により期待される効果
- ・協働において重要な事項（原則）

3 策定体制

- (1) 庁内各部主管課課長補佐による市民参画・協働推進職員チームにおいて、市民との協働指針の策定に係る基本事項を協議するとともに各部局間の調整を図る。
- (2) 公共的団体、学識経験者、公募委員による市民参画・協働推進委員会において、市民との協働指針の策定に係る重要事項に関し、専門的、総合的立場からの意見を聴く。
- (3) 経営会議において横断的、総合的に調整し成案とする。

4 策定スケジュール

- (1) 平成 22 年 11 月 推進委員会へ諮問
- (2) 平成 22 年 11 月～
平成 23 年 1 月 推進委員会による事例研究
- (3) 平成 22 年 11 月～
平成 23 年 2 月 職員チームによる素案の検討
- (4) 平成 23 年 2 月 推進委員会へ素案提示
- (5) 平成 23 年 3 月 推進委員会から答申
- (6) 平成 23 年 4 月 パブコメにより市民から意見を聴く